

# 大山ダム湖面利用計画

平成24年 5月

大山ダム湖面利用協議会

# 大山ダム湖面利用計画

「大山ダム湖面利用協議会」は、大山ダム湖面の持続的な利用を図るとともに、大山ダム湖の環境を保全し利用時の安全を図るために「大山ダム湖面利用計画」を次のとおり定め、利用者に遵守を求めるものとする。

## 1．環境保全

### 1-1．水質保全

水質事故の発生を未然に防止するため船舶の利用を制限する。また、貯水池の水質を悪化させる行為は禁止する。

### 1-2．周辺環境の保全

大山ダム湖周辺の良い自然環境を守るため、大山ダム湖での騒音を防止する。

### 1-3．生態系の保護

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に従い、オオクチバス、ブルーギル等、生態系に影響を与える種の移殖を禁止し監視する。

特定外来生物の種に対し、駆除を目的とする採捕を除き、釣り等による採捕行為を禁止する。

### 1-4．ゴミ投棄等の規制

河川区域でのゴミ等の投棄は河川法で禁止されているが、さらに「ゴミの持ち帰り」を徹底するまた、ダム湖周辺で行われるレクリエーションによる水質汚染の防止の呼びかけなど環境保全に関する啓発を行うものとする。

利用者は、利用者に起因するごみ等は必ず持ち帰らなくてはならない。利用者に起因しないごみに関しては持ち帰りに努めること。

利用者は、ごみ等を不法投棄するものを見かけた場合、警察もしくはダム管理者に通報すること。

## 2．安全管理

大山ダム湖やその周辺の利用にあたり、安全管理は利用者の自覚と自己の責任において行うものとする。

一方、大山ダム湖面の利用に伴い発生することが予測される事故を、未然に防止することができるよう啓発を行うとともに、万一発生した場合は関係各機関が速やかに対応できるよう、関係機関相互の連絡体制を確立する。さらに安全管理をより効果的なものにするための方策を整備していくものとする。

## 2-1．事故等の防止

事故を未然に防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- ( 1 ) あらかじめ定めた乗船場以外からのボートによる大山ダム湖面への侵入は禁止する。
- ( 2 ) ボート乗場には危険を周知する看板を設置する。
- ( 3 ) ボートを使用するすべての利用者にライフジャケットの着用を義務付ける。
- ( 4 ) 単独の湖面利用を行わないよう指導する。
- ( 5 ) 湖面に進入して湖面利用するものに対し、利用者ノートへの記入等により確認を行う。(設置場所は大山ダム管理所)(危険でない水際での水遊びは除く。)
- ( 6 ) 遊泳は禁止する。
- ( 7 ) ボート定員の厳守、酒気おび者禁止、その他危険行為の禁止を徹底する。
- ( 8 ) パンフレットによる啓発を実施する。

## 2-2．事故発生時の連絡体制

ダム湖面において事故等が発生した場合の連絡体制は別添「事故時の連絡体制」のとおりとする。

## 2-3．山林火災等の防止

- ( 1 ) 貯水池周辺でのたき火等は禁止とする。
- ( 2 ) 大山ダム湖周辺で山林火災等の発生などにより、消防より協力要請があった場合、湖面利用等の協力を行う。

## 3．地域の振興と活性化

大山ダム湖の適正な利用を促進し、地域の振興と活性化に資するため、広く一般の人々が利用できるよう努める。また、ダム湖やその周辺を利用した各種イベントやボランティア活動に協議会として積極的に協力する。

## 4 . 利用水域及び通航禁止区域等

### 4-1 . 湖面の利用水域

湖面の利用水域は平常時最高貯水位（標高245m）以下を基本とする。また、増水時には利用を制限する。

### 4-2 . 通航禁止区域及び遊漁禁止区域

河川管理施設の操作等に支障となり、また危険防止の観点から次の水域を通航禁止区域及び遊漁禁止区域とする。

通航禁止区域
ダム堤体付近（堤体から網場） 上山橋から流入水バイパス取水堰下流30mの範囲 (図 1 参照)

遊漁禁止区域
ダム堤体付近（堤体から網場） 上山橋から流入水バイパス取水堰下流30mの範囲 (図 1 参照)

## 5 . 湖面の利用期間及び利用時間

### 5-1 . 利用期間

利用期間は通年とする。（ただし、ダム管理者、漁業協同組合の作業に支障になる場合は利用を制限することがある。）

### 5-2 . 利用時間

利用時間は、原則として日出（岸発）から日没（岸着）までとし、夜間の利用は禁止とする。

## 6 . ダム湖利用の範囲

大山ダムでは、遊泳は禁止する。エンジン付きボート類の利用は禁止（ダム管理者、漁業協同組合の船は除く）する。また、手漕ぎボートであっても、流木や露岩に接触して簡単に破損するような安全性に欠ける船舶の使用を禁止する。釣り人の使用するフローターは、遊泳と見なし禁止とする。

利用者の安全及び水質や周辺環境の保全が図られるよう利用できる範囲を次のとおりとする。

区分	種類
利用できる範囲	カヌー等手漕ぎボート 釣り（特定外来種を対象とするものは除く）
利用できないもの	エンジン付ボート（電機モーター付ボートも含む） 水上バイク類 水上スキー、ウェークボート キャンプ 遊泳

次の利用メニューについては、事前に使用許可等を受けるものとする。

カヌー等手漕ぎボート

ダム管理者

釣り等

漁業協同組合

エンジン付きボート類の使用は、イベントなどでダム管理者が許可した場合のみとする。

船舶の係留は貯水池に水位変動があるために禁止とする（ダム管理用船舶は除く）。

（詳細については、ダム管理者と協議を行うものとする。）

なお、貯水池法面は急峻で足場が悪いため、ボート乗場は、次の場所とする。

乗船場
空谷進入路
下山進入路
竹ノ迫進入路
(図 1 参照)

なお、進入路への車の乗り入れは、ダム管理者が認めた場合に限る。

## 7. 利用者同士の協調

- (1) 車は他人の迷惑にならないよう、また、駐車スペースが狭いため譲り合っ  
て駐車するものとする。
- (2) 大山ダム湖の利用者や利用組織は協力調整に努力するものとする。

## 8. その他

- (1) 大山ダムは貯水池管理上支障がある場合には湖面の利用を禁止するもの  
とする。
- (2) 本ルールを変更する場合は、大山ダム湖面利用協議会を開催し、合意を得  
る必要がある。

附則

平成25年4月1日 施行

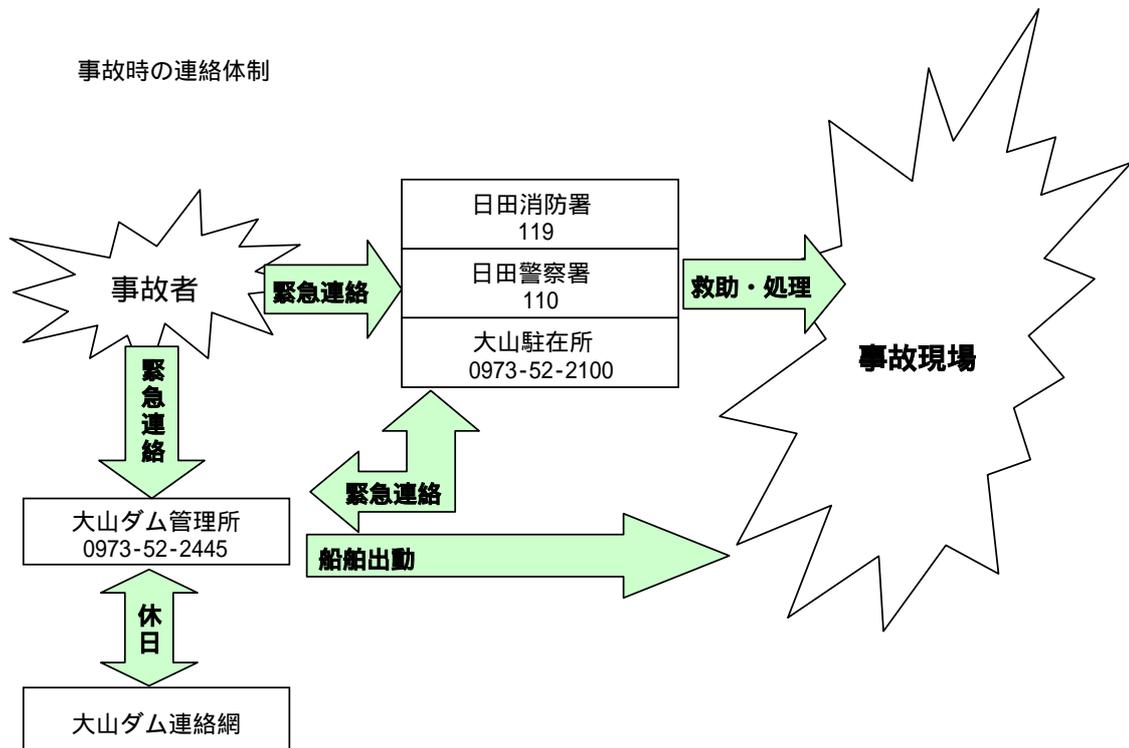
## 別添

### 事故時の連絡体制

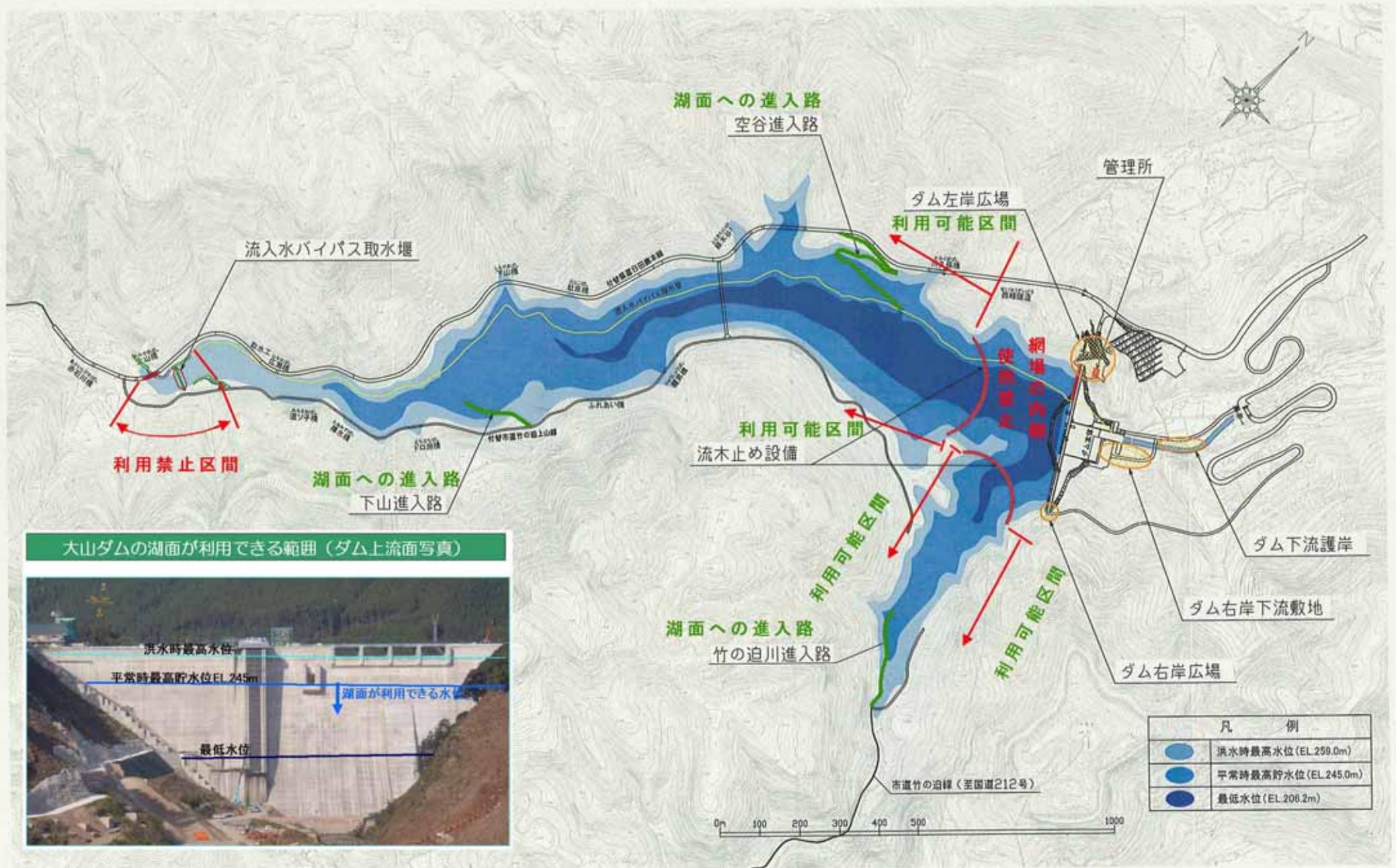
大山ダム湖の利用に伴い発生することが予測される事故を、未然に防止することができるよう、利用にあたってのルールを提案（大山ダム湖面利用計画）するが、万一発生した場合は関係機関が速やかに対応できるよう、関係機関相互の連絡体制を次のとおり提案する。

さらに、安全管理をより効果的なものにするための方策を整備する。

（立て札等の設置、「パンフレット」による啓発）



# 大山ダム湖利用エリア



大山ダムの湖面が利用できる範囲 (ダム上流面写真)

